委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○ 知事	
2. 都道府県名	沖縄県	
3. 市区町村名	那覇市	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番 号	9-2	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/syougai/	

執行機関名 那覇市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)別表第1第3号 那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関 する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第1条
②東致の類ピマは日的	第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この要綱は、在宅の <u>小児慢性特定疾病児童</u> に対し、日常生活に必要な用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜及び家族等の介護負担の軽減を図るため、市が行う小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業について必要な事項を定め、もってこれら在宅の小児慢性特定疾病児童及びその家族の <u>福祉の増進</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱